



## 4-2. 損傷状況概要

前計画以降行われた定期点検で見られた主な損傷を示します。

### 4-2-1. 上部工

#### (1) 鋼橋

対象橋梁のうち鋼橋は 15 橋あり、泉橋や八幡橋では塗装劣化が確認されました。なお、いずれも健全性の診断はⅡであることから、要補修部材には当たりません。



写真 4-1 塗装劣化（泉橋）



写真 4-2 塗装劣化（八幡橋）

鋼橋の RC 床版では、泉橋や勝洲橋でかぶり不足と考えられる鉄筋露出や二方向のひびわれが確認されていますが、これらも健全性の診断はⅡであり本計画では要補修部材には当たりません。



写真 4-3 床版損傷（泉橋）



写真 4-4 床版損傷（勝洲橋）

#### (2) PC 橋

対象橋梁のうち PC 橋は 8 橋あり、PC 桁において損傷は確認されていません。

### (3) RC 橋

対象橋梁のうち RC 橋は宮下橋であり、上部工のアーチ部で部分的な鉄筋露出が確認されています。なお、この宮下橋は間もなく架替えとなることから、本計画では、これらの損傷は既に修繕されたものとして扱います。



写真 4-5 上部工損傷（宮下橋）

#### 4-2-2. 下部工

対象橋梁の下部工はすべて RC 部材であり、経年劣化によるひび割れ等の損傷が確認されています。なお、本計画の管理水準となる健全性の診断Ⅲの損傷は確認されていません。



写真 4-6 下部工損傷（八幡橋）



写真 4-7 下部工損傷（清水橋）



### 4-2-3. 橋面工

#### (1) 舗装

舗装の損傷は榛沢橋、井の頭橋等に見られ、主な損傷として舗装ひびわれが確認されています。なお、本計画の管理水準となる健全性の診断Ⅲの損傷は確認されていません。



写真 4-8 舗装損傷（榛沢橋）



写真 4-9 舗装損傷（井の頭橋）

#### (2) 地覆

地覆の損傷では、東橋にて車両の接触跡と見られる欠損が確認されました。また、野水橋の親柱にはコンクリート塗装の剥離が見られました。なお、本計画の管理水準となる健全性の診断Ⅲの損傷は確認されていません。



写真 4-10 地覆損傷（野水橋）



写真 4-11 地覆損傷（東橋）

#### (3) 高欄・防護柵

対象橋梁の高欄・防護柵では、鋼材の孔食や車両衝突時と思われる縦棧の変形が確認されています。なお、本計画の管理水準となる健全性の診断Ⅲの損傷は確認されていません。



写真 4-12 高欄・防護柵損（羽沢橋）



写真 4-13 高欄・防護柵損傷（長久保二之橋）

#### 4-3. 修繕状況

平成 26 年度より確認された損傷の修繕状況について整理します。

##### 4-3-1. 鋼部材

平成 26 年度計画時に鋼桁に塗装劣化等が確認された 5 橋にて塗替塗装工が施工され、健全度の回復が確認できました。



写真 4-14 主桁補修状況 (2-1\_相曽浦橋 H29 補修)

##### 4-3-2. コンクリート部材

被り不足または経年劣化によって生じたひび割れ、鉄筋露出といったコンクリート部材の損傷に関して、平成 26 年度計画以降 15 橋にて断面修復工等が施工され、修繕が確認できました。



写真 4-15 RC 床版補修状況 (2-2\_相曽浦橋(歩道部) H30 補修)



写真 4-16 下部工補修状況 (8\_羽沢橋 H31 補修)

### 4-3-3. 橋面

平成 26 年度計画時にて確認された橋面上の損傷(舗装ひび割れ、地覆の剥離・鉄筋露出、伸縮装置、高欄、防護柵の損傷)に関して、13 橋で補修工事が行われ、それぞれ修繕されているのが確認できました。

前回計画時



本計画時



写真 4-17 橋面(舗装・地覆)補修状況 (2-1\_相曽浦橋 H29 補修)

前回計画時



本計画時



写真 4-18 高欄補修状況 (18\_むらさき橋 H30 補修)



#### 4-4. 防護柵の照査

基準を満足していない防護柵（または高欄）を、表 4-2 に示します。

表 4-1 防護柵高さ照査

番橋号梁		橋梁名	歩行者の有無	必要高(m)	実測高(m)	照査結果	測定年	補修年	摘要
1	1	泉橋	有	1.100	1.150	OK			
11	2	相曾浦橋	無	0.900	0.900	OK			
		相曾浦橋(歩道部)	有	1.100	1.100	OK			
9	3	飛橋	無	0.900	1.100	OK			
4	4	野水橋	有	1.100	1.100	OK			
2	5	榛澤橋	有	1.100	1.100	OK			
7	6	八幡橋	有	1.100	1.100	OK			
12	7	清水橋	有	1.100	1.100	OK			
8	8	羽沢橋	有	1.100	1.100	OK			
35	9	長久保一之橋	有	1.100	1.100	OK			
25	10	長久保二之橋	有	1.100	1.100	OK	H27	H31	
26	11	稲荷橋	有	1.100	1.100	OK			
20	12	勝淵橋	有	1.100	1.060	OUT	H31		
21	13	谷端三之橋	有	1.100	1.100	OK	H28	H29	
28	14	東一之橋	有	1.100	1.150	OK			歩道有
52	15	神田上水橋	有	1.100	1.300	OK			
51	16	あしはら橋	有	1.100	1.300	OK			
50	17	丸山橋	有	1.100	1.300	OK			
42	18	むらさき橋	有	1.100	1.150	OK			歩道有
43	19	幸橋	有	1.100	1.200	OK			
49	20	新橋	有	1.100	1.180	OK			歩道有
48	21	井の頭橋	有	1.100	1.100	OK			歩道有
46	22	宮下橋	有	1.100	0.860	OUT			架け替え予定
44	23	東橋	有	1.100	1.200	OK			
45	24	長兵衛橋	有	1.100	1.100	OK	H29	H31	

※ 防護柵高さの基準は、歩行者兼車両用防護柵の場合は 1.100m 以上、車両用防護柵の場合は 0.900m 以上です。

※ 青セルは前計画以降対策を行い、基準をクリアした橋梁を示します。

#### 4-5. 健全度区分判定

健全度区分は、定期点検結果より、国土交通省の「橋梁定期点検要領 国土交通省道路局国道・技術課 平成31年（以下、定期点検要領という。）」で定められた部材ごとの健全性の診断（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）を当てはめるものとします。なお、本計画の管理水準となる健全性の診断がⅢの部材は見られませんでした。

表 4-3 に予防保全型管理橋梁の健全度区分判定結果を示します。

表 4-2 健全度区分判定結果

橋梁名	橋梁毎	健全度区分																
		部材毎											支承	高欄	防護柵	地覆	舗装	伸縮装置
		上部工					下部工											
主桁(構)	横桁	対傾構	横構	床版	躯体(A1)	躯体(A2)												
泉橋	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	—	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
相曾浦橋	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
相曾浦橋(歩道部)	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
飛橋	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
野水橋	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
榛沢橋	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ		
八幡橋	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
清水橋	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
羽沢橋	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ		
長久保一之橋	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	—	—	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ		
※長久保二之橋	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
稲荷橋	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
勝淵橋	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	—	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
谷端三の橋	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
東一之橋	Ⅰ	Ⅰ	—	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ		
神田上水橋	Ⅰ	Ⅰ	—	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
あしはら橋	Ⅰ	Ⅰ	—	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
丸山橋	Ⅱ	Ⅰ	—	—	—	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ		
むらさき橋	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	—	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
幸橋	Ⅰ	Ⅰ	—	—	—	—	Ⅰ	Ⅰ	—	—	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
新橋	Ⅰ	Ⅰ	—	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		
井の頭橋	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	—	Ⅰ	—	—	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
※宮下橋	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	—		
東橋	Ⅰ	Ⅰ	—	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ		
長兵衛橋	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ		

※長久保二之橋は、計画開始直前に修繕工事を行うため、過年度点検にて確認された損傷は補修されたものとし、全ての部材を健全度Ⅰとして扱う。  
 ※宮下橋は架替え済橋梁として扱うため、全ての部材は健全度区分Ⅰとして扱う。

: 橋毎の健全度がⅠの橋梁  
 : 橋毎の健全度がⅡの橋梁  
 : 橋毎の健全度がⅢの橋梁  
 : 橋毎の健全度がⅣの橋梁

↑ 中・長期計画  
↓ 短期計画